

久慈市で働こう!

岩手県久慈市

Kターン若者雇用拡大奨励金

Kターンをした若者に、**10万円**

雇用の場を確保した事業主に、**1人当たり5万円**

交付します



1 対象となる方は、雇用日時点で40歳未満の方。

Kターン（KujiにU・J・Iターン）又は大卒等新卒Kターンをした方
（詳しくは裏面をご覧ください。）

2 対象となる事業主は、市内に事務所、店舗、工場を有し事業を営んでいる方とします。
（詳しくは裏面をご覧ください。）

【奨励金の該当になる例】

- 高校卒業後、久慈市から東京に就職したAさんの場合
Aさんは5年間東京で働いたがどうしてもふる里のことが忘れられず、企業説明会に参加し久慈市に就職した。
- 生まれも育ちも東京都のBさんの場合
Bさんは新鮮な海の幸にあこがれ、久慈市に引っ越すことにした。そして転職サイトを活用して久慈市で正社員として働くこととなった。

【奨励金の該当にならない例】

- 久慈市出身のCさんの場合
Cさんは3年間東京で働いたが急きょ実家の八百屋を継ぐため久慈市に戻った。
- 青森県出身のDさんの場合
7年間青森県で働いていたDさんは、久慈市に引っ越すことにした。そこでスーパーのパートとして働くこととなった。

「Kターン若者雇用拡大奨励金」について

【Kターンについて】

- 1 Uターン 久慈市から久慈地域(久慈市、洋野町、野田村及び普代村をいう。)外に移住し、かつ、5年以上居住した後、久慈市に転入すること。
- 2 J、Iターン 岩手県外に5年以上居住した後、久慈市に転入すること。

【大卒等新卒Kターンについて】

学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校を雇用される年の3月に卒業し、及びその年の6月末日までに雇用されて久慈市に転入すること。

【Kターンをした若者に対する奨励金制度の概要】

- 1 奨励金の額は、1人10万円とします。
- 2 常用雇用者を対象とします。(原則として、①期間の定めのない雇用をした者又は期間の定めがある雇用をした者で、雇止めをする予定がないもの、②フルタイム雇用、③雇用保険の一般被保険者を対象とします。)
- 3 雇用された日から6か月間を経過した方を対象とします。(申請は、6か月が経過した月から1年以内にしてください。)
- 4 雇用された日から起算して14日以内から申請をした日までの間に、市内に住民登録し、かつ市内の事業所に勤務した方を対象とします。
- 5 納期の到来した市税を完納している方を対象とします。
- 6 風営法適用事業所(パチンコ店等を除く。)及び暴力団員は対象外とします。

【事業主に対する奨励金制度の概要】

- 1 奨励金の額は、Kターンをした若者1人当たり5万円とします。
- 2 事業主が申請日から6か月前までの間に事業主都合の解雇をしている場合は対象外とします。
- 3 他の奨励金の交付を受けている場合は対象外とします。
- 4 5年間市外に転勤しないと事業主が認めた方を対象とします。
- 5 その他の要件は、Kターンをした若者の要件2~6までと同じです。



【制度の適用】

平成27年4月1日以降に「Kターン」をした若者を対象とします。

■お問い合わせ・お申込み

久慈市商工振興課 〒028-8030 久慈市川崎町1-1

久慈市ホームページ: <http://www.city.kuji.iwate.jp/index.html>

e-mail: syoukou@city.kuji.iwate.jp

TEL:0194-75-3891 FAX:0194-75-3032

皆様の移住お待ちしております!

